

市場管理細則

農産物市場Ⅱ（とうもろこし〔米国産とうもろこし〕）

株式会社堂島取引所

市場管理細則
農産物市場Ⅱ（とうもろこし〔米国産とうもろこし〕）

株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）は、当社の開設する農産物市場（とうもろこし〔米国産とうもろこし〕）における取引の公正を確保するため、この細則の定めるところにより市場管理を行う。ただし、この細則に定めるところにかかわらず、当社は商品市場の状況により必要と認めたときは、その都度必要な措置を講ずるものとする。

I 建玉制限

1. 取引の限度枚数等

- (1) 委託者（(11)の認定を受けている当業者を除く。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。

1 番限		2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限
納会月	納会前月					
400枚	800枚	1,500枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚

- (2) 取引参加者（(11)の認定を受けている取引参加者並びに遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者を除く。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、他店委託玉を含め、次のとおりとする。

1 番限		2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限
納会月	納会前月					
400枚	800枚	1,500枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚

- (3) 委託者又は取引参加者が当業玉（現物のヘッジ及び現物先物取引の鞘とりに限る。以下同じ。）を建玉することにより(1)又は(2)の建玉の限度を超過する場合は、委託者又は取引参加者は、(11)によりあらかじめ当社の認定を受けなければならない。
- (4) 受託取引参加者は、委託者の建玉数について、(1)に規定する限度内に漸減するよう、あらかじめ委託者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (5) 委託者は、既存玉の繰り越しにより建玉数が(1)に規定する限度を超えているときは、これを下回るまですべての限月につき新規の建玉をすることができないものとする。
- (6) (5)の規定は、取引参加者の建玉について準用する。
- (7) 受託取引参加者の自己玉の限度は、(2)に規定する数量、若しくは当該限月の総建玉数の10%に相当する数量のいずれか多い数量を限度とする。
- (8) 当社が必要と認めたときは、(2)又は(7)の規定にかかわらず、取引参加者の自己の建玉を制限し若しくは、建玉の処分を行わせることができる。
- (9) 取引参加者又は受託取引参加者は、(2)又は(7)にかかわらず、当月限納会日において、納会値段が異常高となるおそれがある場合は新規の売付けを、異常安となるおそれ

がある場合は新規の買付けをすることができる。

- (10) その他の限度枚数を超えた委託者及び取引参加者の建玉の処分は、当社が必要と認めるときは業務規程第34条第3項の規定に基づき指示するものとする。
- (11) (1)又は(2)の建玉限度を超過して建玉をする場合の当業玉の認定については、別に定める要領とする。

2. 取次者の建玉限度

- (1) 取次者の建玉限度は、1.(1)の建玉数を限度とする。
- (2) 取次者が当社の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあっては、自己の建玉及び一取次委託者の建玉につき、それぞれ1.(1)の建玉数を限度とする。
- (3) 受託取引参加者は、取次者の建玉について、(1)又は(2)に規定する建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ取次者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (4) 取次者は、取次委託者の建玉について、(1)又は(2)に規定する建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ取次委託者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (5) 取次者並びに取次委託者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に規定する建玉限度を超過した場合は、以後すべての限月において新規の建玉を認めないものとする。
- (6) 当社は、業務規程第34条第4項の規定により、取次者又は取次委託者の建玉（2以上の受託取引参加者へ委託した場合は、その合計）が(1)又は(2)に規定する建玉の限度を超過した場合において、当該受託取引参加者にその旨通知するとともに、当該取次者に対し、当該取次者又は当該取次委託者の建玉限度を超える建玉の処分を指示するものとする。
- (7) 業務規程第35条第4項の規定により、建玉報告を徴収することとなった場合において、当該取次者が、報告せず、又は、報告に虚偽があったと認めるときは、当該取次者から受託している受託取引参加者に対して、当該取次者との取引の全部又は一部を制限させることができる。
- (8) その他の建玉限度を超える建玉の処分は、当社が必要と認めるときに指示するものとする。

3. 外国商品先物取引業者の建玉限度

- (1) 外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規定に相当する当該外国の法令に規定する同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（オムニバスアカウントのものに限る。以下「外国商品先物取引業者」という。）の建玉限度は、1.(1)の建玉制限の規定にかかわらず、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。ただし、末端委託者の建玉制限は国内の一委託者の建玉制限数量を限度とする。

1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限
------	------	------	------	------	------

納会月	納会前月					
400枚	800枚	1,500枚	3,000枚	9,000枚	9,000枚	9,000枚

- (2) 外国商品先物取引業者が、受託取引参加者を通じて、当社の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあっては、特例措置として当該外国商品先物取引業者に委託の取次ぎを依頼する一末端委託者の建玉につき、1.(1)の建玉数を限度とする。
 - (3) 受託取引参加者は、受委託関係のある外国商品先物取引業者に対し、当該外国商品先物取引業者の建玉については、(1)又は(2)の建玉限度内である旨あらかじめ制度を周知させるとともに、指導しなければならない。
 - (4) 外国商品先物取引業者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)の建玉限度を超過した場合は、以後すべての限月について新規の建玉を認めないものとする。ただし、別に定める事前申請の要件を満たし、当社が市場管理上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (5) 当社は、外国商品先物取引業者が5.(2)ハに規定する建玉報告をせず、又は、報告に虚偽があったと認めるときは、当該外国商品先物取引業者から受託している受託取引参加者に対して、当該外国商品先物取引業者との取引の全部又は一部を制限させ、若しくは(2)の特例措置を打ち切ることができる。
 - (6) 建玉限度を超える建玉の処分は、当社が必要と認めるときに指示するものとする。
4. 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者の建玉限度
- (1) 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、3.(1)本文に規定する建玉を限度とする。ただし、遠隔地仲介取引参加者に取引を依頼する者（非居住者に限る。以下「海外顧客」という。）に係る建玉制限は、国内の一委託者の建玉制限数量を限度とする。
 - (2) 遠隔地仲介取引参加者が、当社の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあっては、特例措置として一海外顧客の建玉につき、1.(1)の建玉数を限度とする。
 - (3) 遠隔地仲介取引参加者は、海外顧客の建玉について、(1)又は(2)に規定する建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ海外顧客に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
 - (4) 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者並びに海外顧客の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に規定する建玉限度を超過した場合は、以後すべての限月において新規の建玉を認めないものとする。
 - (5) 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者は、当月限納会日において、納会値段が異常高となるおそれがある場合は新規の売付けを、異常安となるおそれがある場合は新規の買付けをすることができる。
 - (6) 建玉限度を超える建玉の処分は、当社が必要と認めるときに指示するものとする。
5. 建玉報告
- (1) 取引参加者は、一の計算区域における日中立会終了時の建玉数量が次の各号に掲

げる数量に該当する場合にあっては当該計算区域の属する営業日の翌営業日に、当社が特に必要と認めた場合にあってはその都度、当社の定めるところにより、その内容を報告しなければならない。

イ 委託者の建玉

一の委託者の1限月当たりの売り又は買いの建玉数量が50枚を超える場合

ロ 取引参加者の自己玉

自己玉の売り又は買いの建玉数量（当該取引参加者が他の受託取引参加者に委託している建玉を含む。）が、1限月当たり50枚を超える場合又は農産物市場の全銘柄の全限月の合計数量が1,200枚を超える場合

(2) 外国商品先物取引業者の建玉報告

イ 受託取引参加者は、外国商品先物取引業者の建玉が既存玉の繰越しによって、3.の(1)又は(2)に規定する建玉限度を超過した場合は、遅滞なく当該限月の建玉を報告しなければならない。

ロ 当社は、特に必要と認める場合は、オムニバスアカウントの中の末端委託者名別の建玉を報告させることができるものとする。

ハ 受託取引参加者は、3.の(2)の特別措置を受けている外国商品先物取引業者の末端委託者名別の建玉について、当社の指定する日の建玉状況を当社が定めるところにより当該外国商品先物取引業者から徴収し、報告しなければならない。

(3) 取次者の建玉報告

イ 2.(2)による届出のある取次者は、当社の指定する日における取次委託者別の建玉について、直接当社宛に報告するものとする。

ロ イに規定する場合のほか、当社が特に必要と認めた場合は、取次者に対し、取次委託者別の建玉を報告させることができるものとする。

(4) 遠隔地仲介取引参加者の建玉報告

イ 4.(2)による届出のある遠隔地仲介取引参加者は、当社の指定する日における海外顧客別の建玉について、直接当社宛に報告するものとする。

ロ イに規定する場合のほか、当社が特に必要と認めた場合は、遠隔地仲介取引参加者に対し、海外顧客別の建玉を報告させることができるものとする。

II 値幅の制限

1. 業務規程第33条第2項及び第3項に規定する制限値段額（以下「制限値段額」という。）は、1,000円とする。

2. 制限値段額の拡大及び縮小

(1) 業務規程第33条第2項に規定する制限値段が適用される限月

イ 帳入値段が制限値段に達した限月（当月限を除く。）が1以上ある場合は、翌営業日の全限月（(2)が適用される場合においては当月限を除く。以下この号において

同じ。)について1.の制限値段額にその100分の50に相当する額を加えた額を制限値段額とし、帳入値段が制限値段に達した限月の1以上である状況が継続する限り当該制限値段額を適用する。ただし、帳入値段の100分の15に相当する額が当該制限値段額に満たない限月があるときは、当該満たない限月がある限り、全限月につきこれを適用しないものとする。

ロ イ本文の制限値段額を適用している場合において、当月限を除く全限月の帳入値段が制限値段に達しなかった場合は、翌営業日以降の制限値段額は1.の制限値段額を適用する。

(2) 業務規程第33条第3項に規定する制限値段が適用される限月

イ 当月限の帳入値段が制限値段に達した場合は、翌営業日の当月限に係る制限値段額は通常の制限値段額にその100分の50に相当する額を加えた額とし、当月限の帳入値段が制限値段に達する状況が継続する限り当該制限値段額を適用する。ただし、当月限の帳入値段の100分の30に相当する額が当該制限値段額に満たない場合は、これを適用しないものとする。

ロ イ本文の制限値段額を適用している場合において、当月限の帳入値段が制限値段に達しなかった場合は、翌営業日以降の制限値段額は通常の制限値段額を適用する。

ハ 業務規程第33条第3項に規定する日の前営業日において、制限値段に達した限月の数が1以上である場合、翌営業日以降における制限値段額はイに規定する制限値段額を適用する。

(3) 1.を適用する場合において、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が通常の制限値段額に満たない限月があるときは、当該限月について、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額を制限値段額として適用する。

(4) 業務規程第33条第3項に規定する日以降の当月限に関し、1.を適用する場合において、前営業日の帳入値段の100分の30に相当する額が通常の制限値段額に満たないときは、前営業日の帳入値段の100分の30に相当する額をその日の制限値段額として適用する。

(5) 前各号にかかわらず、海外市場との価格乖離が大きく、当社が必要と認めたときはその都度制限値段額を変更することができるものとする。

3. 新甫発会における当該限月に係る制限値段算定のための基準となる値段及び制限値段額について、業務規程第33条第5項を適用する場合にあっては、当社は市中価格及び他の市場における価格形成の動向に鑑み、これを定めるものとする。

III 受渡し

1. 当社の受渡しに際し、同一取引参加者、同一委託者（I 2.(1)の取次者及びI 3.(1)の外国商品先物取引業者を含む。）、同一取次委託者又は同一末端委託者が渡し及び受け

を同時に行うことを原則として禁止する。

2. 受託取引参加者は、I 2.(1)又は(2)の取次者及びI 3.(1)又は(2)の外国商品先物取引業者の受渡しを行う場合は、実際に受渡しの当事者となる取次委託者及び末端委託者別の数量等の報告を受けるものとする。
3. 受託取引参加者は、I 2.(1)又は(2)の取次者及びI 3.(1)又は(2)の外国商品先物取引業者の受渡しについて、納会後速やかに（早受渡しにあっては、申出時又は応諾の申出時）自己及び取次委託者又は末端委託者別の数量等に係る当該報告内容を当社に届け出るものとする。

IV 市場管理の適正化措置

1. 過当投機により市場に混乱を生じさせた場合は、その原因となる取引を受託した受託取引参加者又は取引を行った取引参加者に対し、実情に応じて制裁を行う。
2. 建玉数の制限に関し、委託者に形式上の違反がない場合であっても、実質的に同一人と判断される異口座を加えて違反がある等、委託者の実質的違反行為に対しが市場管理上必要と認めたときは厳格な措置を講ずる。
3. 上記1.又は2.のほか、当社の商品市場における取引又はその委託を受ける行為等に関し、当該商品市場の信用を失墜させる等当社に有害な行為をし、又はこれに加担した取引参加者に対しては、実情に応じ厳重な措置をとる。

V 変更又は廃止

この規則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則（令和3年4月1日）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前の市場管理細則 農産物市場Ⅱ（とうもろこし）（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年5月18日）

令和3年5月18日開催の取締役会において決議されたこの細則の変更は、同日から施行する。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日）

この細則は、令和 5 年 3 月 10 日から施行する。

附則（令和 6 年 8 月 6 日）

この細則の変更は、令和 6 年 8 月 13 日から施行する。